

大阪市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月31日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年2月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ニッサン 銀色)	此花区桜島3丁目6番先

(建設局総務部管理課)